

令和5年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審査意見書

珠洲市監査委員

6監査 第 13 号

令和6年8月20日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 田 島 邦 章

(公印省略)

珠洲市監査委員 中 板 秀一郎

(公印省略)

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

| 区 分 | 珠洲市算定値 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|--------|---------|--------|
| ①実質赤字比率 | — % | 14.08% | 20.00% |
| ②連結実質赤字比率 | — % | 19.08% | 30.00% |
| ③実質公債費比率 | 15.1% | 25.0% | 35.0% |
| ④将来負担比率 | — % | 350.0% | |

※ — %は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率が該当ないことを示す。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率について…令和5年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、該当なし。
- ②連結実質赤字比率について…令和5年度の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当なし。
- ③実質公債費比率について…令和5年度の実質公債費比率は15.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- ④将来負担比率について…令和5年度は基金の積み立てにより充当可能な財源が昨年度より大幅に増加したため、実質的な負債がマイナスとなり、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

令和5年単年度での実質公債費比率については、算定上の分子を構成する実質公債費が増加した反面、交付税算入額は増加したものの、標準財政規模は微減し算定上の分母としては減少したため、前年度と比較すると増加することとなった。

本指標は3か年平均値として算出されるため、前年度の算出根拠であった令和2年度13.8%が除かれ、新たに令和5年単年度実質公債費比率16.9%が加わった結果、3か年平均値は15.1%となり、前年度を1.0ポイント上回っている。

| | 実質公債費比率 (単年度) | | | 実質公債費比率 (単年度) |
|-------|------------------|---|-------|------------------|
| 令和2年度 | 13.8 | → | 令和3年度 | 13.5 |
| 令和3年度 | 13.5 | | 令和4年度 | 15.2 |
| 令和4年度 | 15.2 | | 令和5年度 | 16.9 |
| 3年平均値 | 14.1 | → | 3年平均値 | 15.1 |

今後、人口減少や少子高齢化、自然・社会・経済の動向や変化等が財源の確保に影響することが懸念されるとともに、近年実施した大型事業による地方債の償還に加え、能登半島地震による災害復旧に関する起債の大幅な増加も予想される。知事の許可を必要とする18%を超えることのないよう特に注意されたい。

将来負担比率については、令和5年度において新たに震災復興基金や減債基金等に積み立てた結果、算定上の分子において将来負担額から充当可能財源等を差し引きするとマイナスとなり、該当なしとなったものであるが、引き続きその抑制に努める必要がある。

今後つばき保育園や奥能登クリーン組合のごみ焼却施設、一般廃棄物埋立処分場、スズ・シアター・ミュージアム付帯施設等、起債による大きな事業の償還が予定されている上、震災による本市財政への影響も大いに懸念される場所である。自然災害や、国や県の社会・経済の動向を注視しながら、将来的に負担すべき地方債償還額を的確に把握するとともに、企業会計の地方債償還額、退職手当支給予定額等、将来的

に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

令和5年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

| 区 分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------|--------|---------|
| 1 病院事業会計 | — % | 20.0% |
| 2 水道事業会計 | — % | 20.0% |
| 3 下水道事業会計 | — % | 20.0% |

※ — %は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和5年度の上記3会計は、いずれも資金不足を生じておらず、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰入れにより、経営のバランスが保たれている状況にある。しかし、今後、能登半島地震の影響により、各会計とも大幅な収益の悪化が懸念され、厳しい経営状況が続くものと想定されることから、一層の事業の合理化と効率化を図るとともに、経費の節減や事業の集約を工夫し、より少ない経費で適正な行政サービスの提供ができるよう、努力が必要である。